

証拠品の返還

検察庁では、被害者からお預かりした証拠品については、捜査・公判上の必要がなくなり次第、速やかに被害者にお返しすることとしています。

犯人から差し押さえられた窃盗事件や強盗事件の被害品についても、捜査・公判上の必要がなくなり次第、速やかに被害者にお返しします。

そのほか、被害者の方の所有物が証拠品となっていてその返還を希望される場合は、被害者支援員又は担当の検察官・検察事務官にご相談ください。

検察庁「犯罪被害者の方々へ」より転載